

東京都公報

発行
東京都

目次

71

規則

- 東京都恩給条例の一部を改正する条例附則第七条の二第一項に規定する年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…
- 雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例第四条の二第一項に規定する年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則……………（同）…

雑報

- 東京都職員共済組合定款の一部変更……………（東京都職員共済組合）…

規則

東京都恩給条例の一部を改正する条例附則第七条の二第一項に規定する年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十一号

東京都恩給条例の一部を改正する条例附則第七条の二第一項に規定する年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

東京都恩給条例の一部を改正する条例附則第七条の二第一項に規定する年金たる給付等を定める規則（昭和五十五年東京都規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「この号及び第十号」を「この条」に、「もの及び」を「もの並び

に」に改め、「支給されるもの」の下に「並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年法律第六十三号」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法律第百十五号の規定により支給されるもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第五号中「国家公務員等共済組合法（」を「平成二十四年法律第六十三号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（」に改め、「昭和三十三年法律第百二十八号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百二十八号」という。」を、「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第百二十八号」に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（」を「平成二十四年法律第六十三号附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（」に改め、「昭和三十三年法律第百二十九号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百二十九号」という。」を加え、「同法第二十二條第一項」を「平成二十四年改正前法律第百二十九号第二十二條第一項」に、「同法第四十九條」を「平成二十四年改正前法律第百二十九号第四十九條」に、「同法第二十七條」を「平成二十四年改正前法律第百二十九号第二十七條」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、同条第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同条第十一号中「執行官法」を「執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法」に改め、同条第十三号とし、同条第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六條第四項に規定する移行農林共済年金のうち」に、「組合員期間」を「旧農林共済組合員期間（同法附則第二條第一項第

七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）」に改め、「又は」の下に「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第二十九条の規定による改正前の」を加え、「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法に基づく」を「特例障害農林年金（同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。）並びに移行農林年金（同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「私立学校教職員共済組合法（」を「平成二十四年法律第六十三号第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（」に、「組合員期間」を「加入者期間（当該退職共済年金の受給権者が、法律第一百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第一百五十五号第二項の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。第十一章を除く）」を「平成二十四年法律第六十三号第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十二号」という）に改め、「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第一百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第一百五十五号第二項の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第五十二号」に、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）」を「平成二十四年法律第六十三号附則第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する

施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十三号」という。）」に改め、「同法第三十六条第一項」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第三十六条第一項」に、「同法第五十二条」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第五十二条」に、「同法第六十六条」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第六十六条」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 平成二十四年法律第六十三号附則第六十五条第一項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

第一条第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十四年法律第六十三号附則第四十一条の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

附則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

雇員等の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例第四条の二第二項に規定する年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十二号

雇員等の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例第四条の二第二項に規定する年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

雇員等の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例第四条の二第二項に規定する年金たる給付等を定める規則（昭和五十五年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「この号及び第十号」を「この条」に、「もの及び」を「もの並びに」に改め、「支給されるもの」の下に「並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年法律第六十三号」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法律第十五号の規定により支給されるもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第五号中「国家公務員等共済組合法（」を「平成二十四年法律第六十三号第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十八号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十八号」という。」を、「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第一百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第一百五十五号第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第二百二十八号」に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（」を「平成二十四年法律第六十三号附則第九十七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十九号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十九号」という。」を加え、「同法第二十二條第一項」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九號第二十二條第一項」に、「同法第四十九條」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九號第四十九條」に、「同法第二十七條」を「平成二十四年改正前法律第二百二十七號」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、同条第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同条第十一号中「執行官法」を「執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六條第四項に規定する移行農林共済

年金のうち」に、「組合員期間」を「旧農林共済組合員期間（同法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）」に改め、「又は」の下に「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十六條の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第二十九條の規定による改正前の」を加え、「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法に基づく」を「特例障害農林年金（同法附則第二十五條第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同條第四項第一号に掲げる特例障害農林年金をいう。）並びに移行農林年金（同法附則第十六條第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち」に改め、同号を同條第十号とし、同條第七号中「私立学校教職員共済組合法（」を「平成二十四年法律第六十三號第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法（」に、「組合員期間」を「加入者期間（当該退職共済年金の受給権者が、法律第一百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第一百五十五號第二條の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」に改め、同号を同條第九号とし、同條第六号中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二號。第十一章を除く）」を「平成二十四年法律第六十三號第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二號。以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十二號」という）に改め、「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第一百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第一百五十五號第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第五十二號」に、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三號）を「平成二十四年法律第六十

三号附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十三号」という。）に改め、「同法第三十六條第一項」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第三十六條第一項」に、「同法第五十二條」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第五十二條」に、「同法第五十九條」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第五十九條」に、「同法第六十六條」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第六十六條」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 平成二十四年法律第六十三号附則第六十五條第一項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金第一條第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十四年法律第六十三号附則第四十一條第一項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

附則
この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

雑報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

平成二十七年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

東京都職員共済組合定款の一部変更について
東京都職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日公告）の一部を次のように変更する。

第三十一條中第七号を削り、第八号を第七号とする。
第三十二條第一項中「、特定消防長期組合員」を削り、「、任意継続組合員及び特定継続組合員」を「及び任意継続組合員」に改め、第二項中「第十一項」を「第九項」に改め、第四項中「（第七項に規定する特定消防長期組合員を除く。）」を削り、第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を削る。

第三十三條中「及び特例継続組合員」を削り、同条ただし書中「長期組合員」の次に「及び知事長期組合員」を加える。

第三十五條第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）」に、「第六十三條ノ七各号」を「第九十八條」に改める。

第四十一條第一項第二号中「障害共済年金」を「障害厚生年金（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による障害厚生年金をいう。）」に、「障害一時金」を「障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。）」に改め、第三項中「給料日額」を「標準報酬日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、第四項中「給料」を「報酬」に改める。

第四十七條の二中「昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号」の次に「。以下「施行規程」という。」を加

え、同条第二号中「長期経理 千二百四十七円」を「厚生年金保険経理 千三百三十三円」に改め、同条に次の一号を加える。

三 退職等年金経理 八百五十三円
第四十九條第二項中「決定」の次に「、裁定」を加える。

附則

（施行期日）

1 この変更は、平成二十七年十月一日から施行する。（経過措置）

2 変更後の第四十一條の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金附加金について適用し、施行日前に給付事由が生じた休業給付については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者に支給される傷病手当金附加金でその給付事由が施行日以後に生じたものの支給については、なお従前の例による。

4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四條第六号に規定する改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、第四十一條中「障害厚生年金をいう」とあるのは「障害厚生年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前のこの法律及び平成二十四年一元化法による改正前のその他の法律

の規定による旧職域加算障害給付をいう」とする。

5 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに基礎年金支払事業のほか、当分の間、平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過の長期給付に関する事業（以下「経過の長期給付事業」という。）を行う。

6 組合は、経過の長期給付事業を行う間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条	退職等年金経理	退職等年金経理、経過の長期経理、
第四十七条の二	三 退職等年金経理 八百五十三円	三 退職等年金経理 八百五十三円 四 経過の長期経理 百十四円

7 第四十七条の二の規定にかかわらず、平成二十七年年度における施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 短期経理 千四百三十四円
- 二 長期経理 千二百四十七円
- 三 厚生年金保険経理 千百三十三円
- 四 退職等年金経理 八百五十三円
- 五 経過の長期経理 百十四円

(東京都職員共済組合定款の一部変更の一部変更)

8 東京都職員共済組合定款の一部変更（平成二十七年三月三十一日公告）の一部を次のように変更する。

第二条のうち東京都職員共済組合定款第四十五条第一項の変更規定中「数値」を「割合」に改め、東京都職員共済組合定款第四十五条第一項の表の変更規定中「特定

消防長期組合員」を削る。

第二条中東京都職員共済組合定款第四十五条の二の変更規定を次のように改める。

第四十五条の二中「第四十八条第三項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を「第四十六条の二の規定による標準報酬の月額」に、「千分の百・一二五」を「千分の八十・一」に、「同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を「同条に規定する標準報酬の月額」に、「千分の十四・七六」を「千分の十一・八」に改め、同条ただし書を削り、同条を第四十五条の三とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

(任意継続組合員の標準報酬の月額の特例)

第四十五条の二 施行令第四十六条の二第一号に規定する組合の定款で定める割合は、百分の三十とする。

第二条のうち東京都職員共済組合定款第四十七条の変更規定中「「長期経理」の下に」を「「長期経理」を」に、「を加える」を「に改める」に改める。

第二条中東京都職員共済組合定款附則第十六項の次に一項を加える変更規定を削る。

附則第三項を次のように改める。

3 第二条の規定による変更後の東京都職員共済組合定款第四十五条の規定は、平成二十七年十月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年九月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附則第四項の規定を次のように改める。

4 第二条の規定による変更後の東京都職員共済組合定款第四十五条の二の規定は、平成二十七年十月一日以後に退職した任意継続組合員について適用する。

附則第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二条の規定による変更後の東京都職員共済組合定款第四十五条の三の規定は、平成二十七年十月一日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員に係る同年十月から平成二十八年三月までの間における任意継続掛金については、なお従前の例による。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001